

第13章

専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

第13章 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

概 況

専用水道の確認や指導監督、簡易専用水道の指導監督等の事務については、市においては市長、町村においては都道府県知事が行うこととされている。

当市の専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況及び専用水道の届出・立入状況は、それぞれ表13-1及び表13-2のとおりである。

表13-1 専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況(2024年3月31日現在)

種類		件数
専用水道		12
貯水槽水道		1,279
	簡易専用水道	357
	小規模貯水槽水道	922
飲用井戸		421

表13-2 専用水道の届出・立入状況

届出・立入内容	件数
確認申請書	0
水道技術管理者設置・変更届	3
給水開始届	0
記載事項変更届	3
廃止届	1
立入調査	26
給水開始前現地確認	0